ト　栄養スクリーニング加算

注　イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の従業者が、利用開始時及び利用中６月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報（当該利用者が低栄養状態の場合にあっては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供した場合に、栄養スクリーニング加算として１回につき５単位を所定単位数に加算する。ただし、当該利用者について、当該事業所以外で既に栄養スクリーニング加算を算定している場合は算定しない。

チ　（略）

リ　介護職員処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年３月31日までの間（⑷及び⑸については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

⑴　介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　イからチまでにより算定した単位数の1000分の102に相当する単位数

⑵　介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　イからチまでにより算定した単位数の1000分の74に相当する単位数

⑶　介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　イからチまでにより算定した単位数の1000分の41に相当する単位数

⑷・⑸　（略）

３　介護予防認知症対応型共同生活介護費

イ　介護予防認知症対応型共同生活介護費（１日につき）

⑴　介護予防認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	755単位
⑵　介護予防認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	743単位

ロ　介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費（１日につき）

⑴　介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	783単位
⑵　介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	771単位

注１　（略）

２　イについて、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施減算として、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。

３・４　（略）

５　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所において、若年性認知症利用者に対して、指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として、１日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、注４を算定している場合は算定しない。

６　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所において、利用者が病院又は診療所への入院を要した場合は、１月に６日を限度として所定単位数に代えて１日につき246単位を算定する。ただし、入院の初日及び最終日は、算定できない。

（新設）

ホ　（略）

ヘ　介護職員処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年３月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

⑴　介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　イからホまでにより算定した単位数の1000分の102に相当する単位数

⑵　介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　イからホまでにより算定した単位数の1000分の74に相当する単位数

⑶　介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　イからホまでにより算定した単位数の1000分の41に相当する単位数

⑷・⑸　（略）

３　介護予防認知症対応型共同生活介護費

イ　介護予防認知症対応型共同生活介護費（１日につき）

⑴　介護予防認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	755単位
⑵　介護予防認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	743単位

ロ　介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費（１日につき）

⑴　介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	783単位
⑵　介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	771単位

注１　（略）

（新設）

２・３　（略）

４　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所において、若年性認知症利用者に対して、指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として、１日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、注３を算定している場合は算定しない。

（新設）